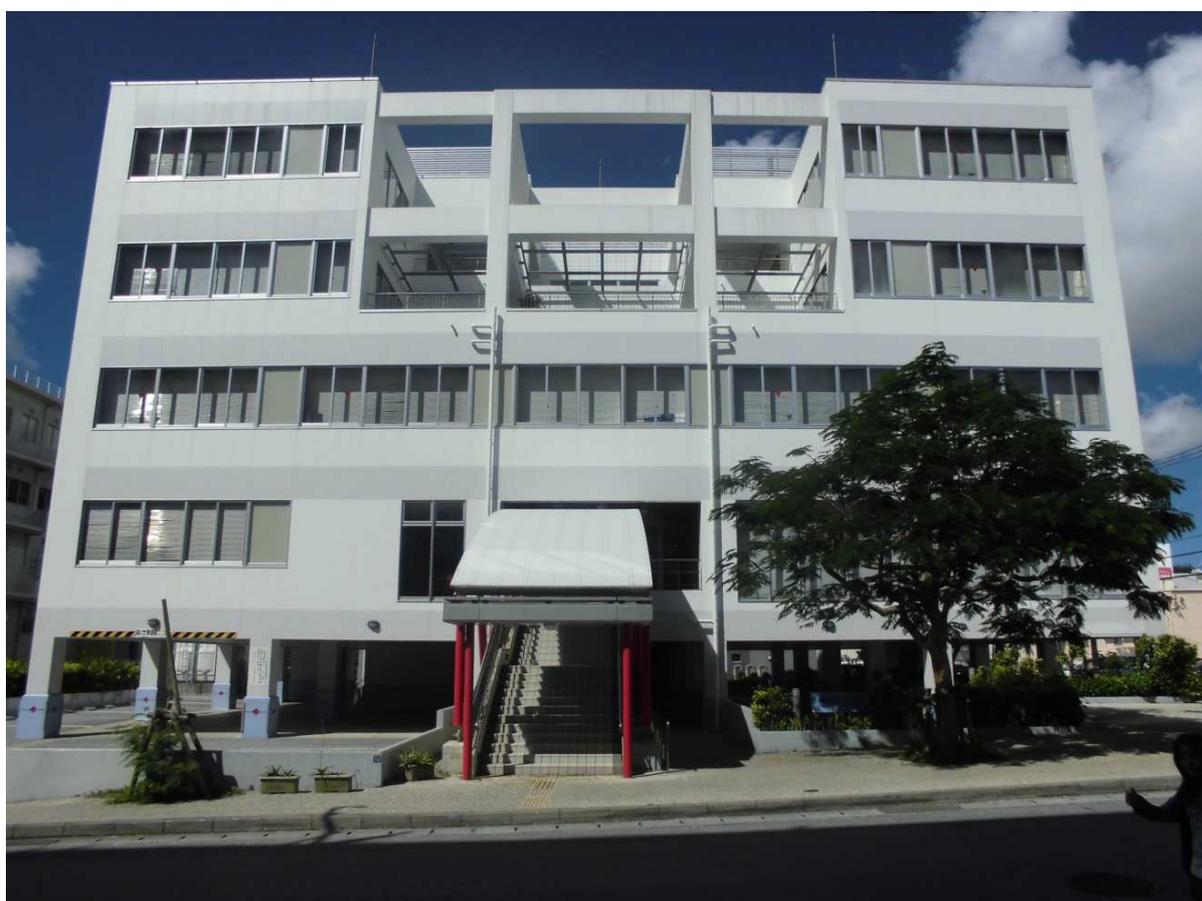


平成29年度那覇市IT創造館

インキュベート室 (24.89 m² × 1 室)

入居募集要項 (第1期)



那覇市経済観光部商工農水課産業政策G

那覇市IT創造館

TEL : 098-941-7000 FAX : 098-941-7013

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番6号

<http://www.it-souzou.jp/>

k-syou001@neo.city.naha.okinawa.jp

那覇市IT創造館は、那覇市の情報通信産業を支援するとともに、企業及び市民のIT（情報通信技術）に関する知識及び技術の向上並びに地域の活性化に資するため、インキュベーター室 24.89 m²（1室）の入居について、次のとおり募集いたします。

1 建物及び施設概要

施設名称	那覇市IT創造館
所在地	那覇市銘苅2丁目3番6号
開館時間	9：00～21：00（火～日） 入居企業室への入退室は24時間可能
休館日	月曜日、祝日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日） 入居企業室への入退室は365日可能（法定点検等を除く）
構造・規模	鉄骨造、5階建て、延べ床面積：3,467.71m ²
用途	事務室
エレベーター	1基（13人乗り）
駐車場	1台/月額6,820円（税込）で契約可能
天井高	2,700mm
OAフロア	フリーアクセスフロア、OAコンセント
入退室	非接触ICカードによる入室管理
セキュリティ	夜間警備常駐、防犯カメラ
通信環境	通信事業者と個別契約
その他	会議室、ロビー、エレベーター、トイレ、給湯室は各階共用 共用部分のフリーWi-Fi 電気料は実費分を利用者負担

2 入居対象室及び室数（参考資料 14 ページ参照）

那覇市 I T 創造館 5 階 501 インキュベート室 24.89 m²（1 室）

3 入居募集条件

入居応募者は、次の各号のすべてを満たす者であること。

- (1) 沖縄県振興特別措置法で定める情報通信産業（以下「情報通信産業」という。）を営む者であること。
- (2) 中小企業基本法で定める中小企業者であること。
- (3) 成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、事業に着手している者又は着手することが確実に見込まれる者であること。
- (4) 市長の定める次の事項を満たす者であること。

事業の内容等が各種法令等に抵触していないこと。

施設の使用が創造館の構造、設備及び施設用途に適合すること。

入居に関する条件及び各種手続き等を遵守できるものであること。

企業支援専門員の面談をはじめ指導・助言を定期的に受け入れることが出来る者。

次の事項のいずれかを満たす者であること。

ア 情報通信産業を営む設立後 3 年未満の企業

イ 情報通信産業の新規事業に着手して 3 年未満の企業

ウ 情報通信産業を営み本市での現地法人化を目指す企業

エ 入居時点で情報通信産業を営む企業を設立する見込みのある者

- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 租税を完納していること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

4 入居条件

(1) 入居予定

平成 29 年 12 月 1 日以降(インキュベート室 501 : 24.89 m²)

(2) 入居期間

- ・インキュベート室 3年以内（市長が必要と認める場合は1年以内の更新が可能）
インキュベート室の利用期間は、通算して4年を超えることができない。

(3) 月額使用料（共益費、電気料含む）

区分	区画	各室面積（㎡）	各室使用料(円)（税込）/月
インキュベート室	501	24.89	31,047

(4) その他

- ・那覇市IT創造館条例、那覇市IT創造館条例施行規則、那覇市IT創造館運営管理要綱を遵守すること。

5 申込方法

(1) 申込書類

下記の書類をフラットファイルにファイリングし10部（正本1部、副本9部（写し可））を提出すること。ファイリングする際、正本、副本それぞれに書類のタイトルを記載したインデックスを付すこと。フラットファイル表紙には申込者名、企業名、入居予定者名を記載すること。ファイリングする書類は番号の若い順に並べてください。

入居応募申込書、履歴書及び事業計画書の様式につきましては、那覇市ホームページおよび那覇市IT創造館ホームページからダウンロード可能です。

ア 法人の場合

那覇市IT創造館入居応募申込書

応募者代表履歴書及び入居（予定）代表者履歴書

事業計画書

会社概要書（会社案内等）

登記簿謄本（発行3ヶ月以内のもの）

定款の写し

直近の決算書過去3年分

直近の納税証明（国税（その3の3）・県税・市町村税）

入居応募者が補完したい資料（企業説明パンフレット等）

その他市長が必要と認める書類

イ 個人（企業設立予定者）の場合

那覇市 I T 創造館入居応募申込書

応募者代表履歴書

事業計画書

住民票（発行 3 ヶ月以内のもの）

直近の納税証明（国税（その 3 の 3）・県税・市町村税）及び会社設立予定の場合
は代表者の所得証明

入居応募者が補完したい資料

その他市長が必要と認める書類

(2) 募集期間

平成 29 年 8 月 1 日（火）午後 1 : 0 0 ~ 平成 29 年 8 月 3 1 日（木）午後 5 : 0 0

(3) 書類の提出方法

下記の提出先に持参（遠隔地の場合は平成 29 年 8 月 3 1 日（木）必着にて郵送可）

受付は、午後 1 : 0 0 ~ 午後 8 : 0 0（最終日（木）は午後 5 : 0 0 まで）

休館日（月、祝日）は受付できません。

(4) 企業支援専門員による事業計画書の助言・指導について

事前予約により、企業支援専門員による事業計画書作成の助言・指導を受ける

ことができます。詳しくは、下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

(5) 書類の提出先及び問い合わせ先

那覇市 経済観光部 商工農水課 産業政策グループ

那覇市 I T 創造館

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号

那覇市 I T 創造館 2 階（事務室）

TEL098-941-7000（担当：照屋・石川）

FAX 098-941-7013

E-mail k-syou001@neo.city.naha.okinawa.jp

6 入居企業の選定

(1) 選定方法

那覇市IT創造館及びなは産業支援センター入居候補者選定委員会において、提出された申込書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、入居候補者を選定する。

(プレゼンテーションの日程等、詳細については別途通知)

なお、応募者多数の場合は、1次審査として書類選考を実施する。

(2) 評価項目等

評価項目	評価のポイント
経営者の技術力、 開発力、意欲	技術、企画開発、経営に対する知識や意欲等の期待
事業の市場性、 将来性、	地域特性、市場など 具体的な調査、分析に基づく計画内容
対象産業の振興発展への貢献性、 期待度	産業集積や関連産業振興への寄与・経済波及等の期待
事業の計画性、 実現性	実現的な計画と資金、 技術等の裏付け担保
財務体質と健全性	決算等の実績、資金計画の健全性
収支見通し	収益性の分析等
入居者及び団体との 連携(地域活性化)	相乗効果、ソーシャルビジネス連携の期待、 地域貢献等 (入居企業及び施設利用団体との連携との連携について)
那覇市への貢献性	雇用、人材育成、行政支援の優先度又は必要性等

7 入居手続き及び入居の取り消し

入居候補通知書を受けた入居応募者は、通知日から起算して30日以内に那覇市IT創造館入居用施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

また市長は、入居候補者が指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の記載事項に著しい変更が生じる等、使用を許可するに不相当と認めるときは、上記の決定を取り消すことができるものとする。

なお、取り消しは、那覇市IT創造館入居候補取消通知書(24ページ参照)により行う。

8 参考資料

- (1) 那覇市 I T 創造館入居区画面積及び使用料 (14 ページ参照)
- (2) 那覇市 I T 創造館平面図 (14 ページ参照)
- (3) 那覇市 I T 創造館 中核企業室・インキュベート室入居選定 法的根拠規定
(15~17 ページ参照)
- (4) 那覇市 IT 創造館 中核企業室・インキュベート室入居時の遵守事項(17 ページ参照)
- (5) 入居募集にかかる日本標準産業分類表 (18 ページ参照)
- (6) 那覇市 I T 創造館入居候補通知書 (19 ページ参照)
- (7) 那覇市 I T 創造館入居用施設使用許可書 (20 ページ参照)
別紙関係条文抜粋資料 (21 ~23 ページ参照)
- (8) 那覇市 I T 創造館入居候補取消通知書 (24 ページ参照)

那 覇 市 長 宛

1 申請企業（申込者）

住 所 商号又は名称 代表者名	印
電話番号	
URL	
Eメールアドレス	

- (1) 業種：規則第3条第1項及び第3項関係 日本標準産業分類 大分類()
中分類() 小分類() 業
- (2) 設立年月日：
- (3) 資本金：
- (4) 従業員数_____人

2 入居予定企業

商号又は名称（予定）	
代表者名（予定）	

- (1) 業種：規則第3条第1項及び第3項関係 日本標準産業分類 大分類()
中分類() 小分類() 業
- (2) 設立予定年月日（入居に伴い会社を設立する場合）：
- (3) 設立形態（該当箇所を〇点でチェック）
本社 支店 営業所 その他()
- (4) 新規又は移転の区分（該当箇所を〇点でチェック）
新規 移転
- (5) 本市への参入区分（該当箇所を〇点でチェック）
市域内参入 県外・市外から参入
- (6) 資本金：
- (7) 入居当初予定人数_____人（既存社員_____人、新規雇用_____人）

応募者代表履歴書

ふりがな

氏 名：

役 職：

生年月日： 年 月 日（ 歳）

写真をはる位置

1. 縦 36～40mm
横 24～30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

現住所

連絡先

学歴

職務経歴

その他特記事項等

各項目の行数等については適宜変更してご使用下さい。

入居（予定）代表者履歴書

ふりがな

氏 名：

役 職：

生年月日： 年 月 日（ 歳）

現住所

連絡先

学歴

職務経歴

その他特記事項等

写真をはる位置

1. 縦 36～40mm
横 24～30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

各項目の行数等については適宜変更してご使用下さい。

事業計画書

申込者住所
商号名称

代表者名

印

1 経営方針

2 事業内容（区分欄は□点でチェック）

(1) 区分： 創業 事業拡大 新規事業の展開 その他（ ）

(2) 事業内容：(上記区分を踏まえ入居後に実施する事業内容を詳しく記載してください。)

(3) 入居の目的：

3 事業実績又は事業の独創性

4 本県及び本市産業振興との関係

5 事業計画（具体的に今後3年間の取り組み内容（事業展開概要、雇用計画、収支計画を記載して下さい。）

	事業展開概要	雇用計画（資格、人数等）
1年目		
2年目		
3年目		

収支計画書

(単位：千円)

		1年目	2年目	3年目
収入				
	収入合計額 (A)			
支出				
	支出合計額 (B)			
収支差 (A - B)				

6 市場の特性、市場規模

7 事業フロー（ビジネスモデル等）

8 組織体制（組織図、設立経緯、業務分掌、役員略歴等）

9 将来の展望（長期ビジョン）

10 入居企業及び施設利用団体との連携

各項目の行数等については適宜変更してご使用下さい。

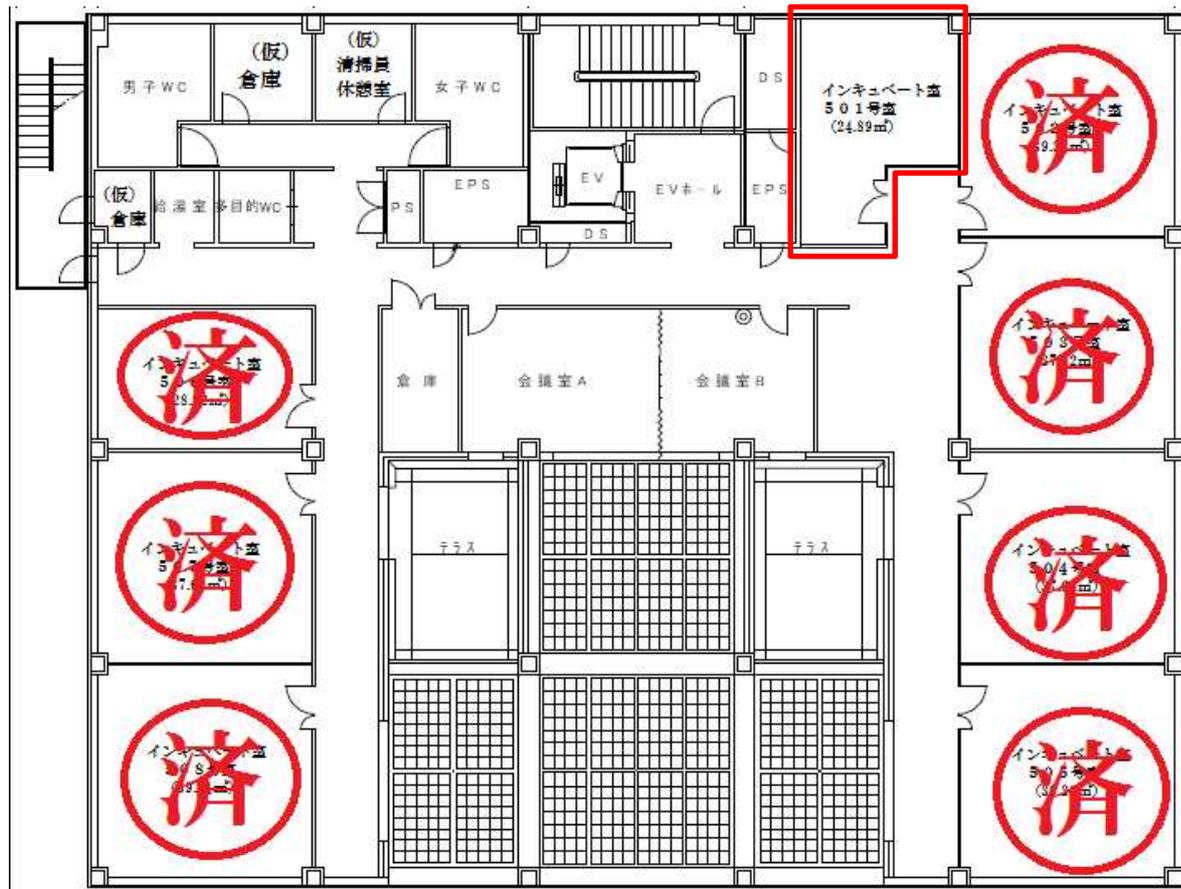
参考資料(1) : 那覇市IT創造館入居区画面積及び使用料

5階フロアー

区分	区画	面積 (㎡)	使用料(円) (税込) /月
インキュベート室	501	24.89	31,047

参考資料(2) : 那覇市IT創造館平面図

5階



那覇市IT創造館条例(抜粋)

(利用する者の選定)

第9条中核企業室を利用する者の選定は、市長が行う。

2 インキュベート室を利用する者の選定は、指定管理者が行う。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その選定を行うことができる。

3 前2項の選定の基準は、規則で定める。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、IT創造館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条1号に規定する暴力的不法行為等という。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

那覇市IT創造館施行規則(抜粋)

(利用する者の選定)

第3条入居用施設を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第6号の情報通信産業(以下「情報通信産業」という。)を営む者であることとする。

(インキュベート室の選定基準)

3 第1項に定めるもののほか、インキュベート室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号のすべてを満たすこととする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する中小企業者であること。

(2) 成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、事業に着手している者又は着手することが確実に見込まれる者であること。

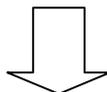
(3) 指定管理者が定める事項を満たす者であること。

4 入居用施設を利用する者の選定は、公募により行うものとする。

沖縄振興特別措置法第3条第1項第6号(抜粋)

(情報通信産業)

情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。



沖縄振興特別措置法第3条第1項第6号(抜粋)

(情報通信産業)

情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業

電気通信業

映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業

放送業(有線放送業を含む。)

ソフトウェア業

情報処理・提供サービス業

インターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。

中小企業基本法第2条第1項（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

参考資料（4）：那覇市 IT 創造館 インキュベート室入居時の遵守事項

那覇市IT創造館施行規則(抜粋)

(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設又は設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁面、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

参考資料(5)：入居募集にかかる日本標準産業分類

大分類コード	中分類コード	小分類コード	細分類コード	項目名	沖振法規定	備考
E:製造業	32	329	3296	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)	○	「情報記録物の製造業」規定あり
G:情報通信業	37	0	0	通信業	△	「通信業」自体は規定なし
G:情報通信業	37	370	0	管理、補助的経済活動を行う事業所(37通信業)	×	
G:情報通信業	37	370	3700	主として管理事務を行う本社等	×	
G:情報通信業	37	370	3709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	×	
G:情報通信業	37	371	0	固定電気通信業	○	「電気通信業」規定あり
G:情報通信業	37	371	3711	地域電気通信業(有線放送電話業を除く)	○	
G:情報通信業	37	371	3712	長距離電気通信業	○	
G:情報通信業	37	371	3713	有線放送電話業	○	
G:情報通信業	37	371	3719	その他の固定電気通信業	○	
G:情報通信業	37	372	0	移動電気通信業	○	
G:情報通信業	37	372	3721	移動電気通信業	○	
G:情報通信業	37	373	0	電気通信に附帯するサービス業	○	
G:情報通信業	37	373	3731	電気通信に附帯するサービス業	○	
G:情報通信業	38	0	0	放送業	○	「放送業」規定あり
G:情報通信業	38	380	0	管理、補助的経済活動を行う事業所(38放送業)	○	
G:情報通信業	38	380	3800	主として管理事務を行う本社等	○	
G:情報通信業	38	380	3809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	○	
G:情報通信業	38	381	0	公共放送業(有線放送業を除く)	○	
G:情報通信業	38	381	3811	公共放送業(有線放送業を除く)	○	
G:情報通信業	38	382	0	民間放送業(有線放送業を除く)	○	
G:情報通信業	38	382	3821	テレビジョン放送業(衛星放送業を除く)	○	
G:情報通信業	38	382	3822	ラジオ放送業(衛星放送業を除く)	○	
G:情報通信業	38	382	3823	衛星放送業	○	
G:情報通信業	38	382	3829	その他の民間放送業	○	
G:情報通信業	38	383	0	有線放送業	○	「有線放送業を含む」
G:情報通信業	38	383	3831	有線テレビジョン放送業	○	
G:情報通信業	38	383	3832	有線ラジオ放送業	○	
G:情報通信業	39	0	0	情報サービス業	△	「情報サービス業」自体は規定なし
G:情報通信業	39	390	0	管理、補助的経済活動を行う事業所(39情報サービス業)	×	
G:情報通信業	39	390	3900	主として管理事務を行う本社等	×	
G:情報通信業	39	390	3909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	×	
G:情報通信業	39	391	0	ソフトウェア業	○	「ソフトウェア業」規定あり
G:情報通信業	39	391	3911	愛読開発ソフトウェア業	○	
G:情報通信業	39	391	3912	組込みソフトウェア業	○	
G:情報通信業	39	391	3913	パッケージソフトウェア業	○	
G:情報通信業	39	391	3914	ゲームソフトウェア業	○	
G:情報通信業	39	392	0	情報処理・提供サービス業	○	「情報処理・提供サービス業」規定あり
G:情報通信業	39	392	3921	情報処理サービス業	○	
G:情報通信業	39	392	3922	情報提供サービス業	○	
G:情報通信業	39	392	3923	市場調査・世論調査・社会調査業	○	
G:情報通信業	39	392	3929	その他の情報処理・提供サービス業	○	
G:情報通信業	40	0	0	インターネット附随サービス業	○	「インターネット附随サービス業」規定あり
G:情報通信業	40	400	0	管理、補助的経済活動を行う事業所(40インターネット附随サービス業)	○	
G:情報通信業	40	400	4000	主として管理事務を行う本社等	○	
G:情報通信業	40	400	4009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	○	
G:情報通信業	40	401	0	インターネット附随サービス業	○	
G:情報通信業	40	401	4011	ポータルサイト・ウェブ運営業	○	
G:情報通信業	40	401	4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	○	
G:情報通信業	40	401	4013	インターネット利用サポート業	○	
G:情報通信業	41	0	0	映像・音声・文字情報制作業	○	「映像・音声・文字情報制作業」規定あり
G:情報通信業	41	410	0	管理、補助的経済活動を行う事業所(41映像・音声・文字情報制作業)	○	
G:情報通信業	41	410	4100	主として管理事務を行う本社等	○	
G:情報通信業	41	410	4109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	○	
G:情報通信業	41	411	0	映像情報制作・配給業	△	「制作業」は規定あり
G:情報通信業	41	411	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)	○	
G:情報通信業	41	411	4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)	○	
G:情報通信業	41	411	4113	アニメーション制作業	○	
G:情報通信業	41	411	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業	×	
G:情報通信業	41	412	0	音声情報制作業	○	
G:情報通信業	41	412	4121	レコード制作業	○	
G:情報通信業	41	412	4122	ラジオ番組制作業	○	
G:情報通信業	41	413	0	新聞業	×	沖振法3条6号に規定なし
G:情報通信業	41	413	4131	新聞業	×	沖振法3条6号に規定なし
G:情報通信業	41	414	0	出版業	×	沖振法3条6号に規定なし
G:情報通信業	41	414	4141	出版業	×	沖振法3条6号に規定なし
G:情報通信業	41	415	0	広告制作業	×	沖振法3条6号に規定なし
G:情報通信業	41	415	4151	広告制作業	×	沖振法3条6号に規定なし
G:情報通信業	41	416	0	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	△	
G:情報通信業	41	416	4161	ニュース供給業	×	
G:情報通信業	41	416	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	△	

那覇市IT創造館入居候補通知書(平成 年度 第 期)

那 経 商 第 号
平成 年 月 日

様

那 覇 市 長
城 間 幹 子 印

次のとおり入居候補者として決定したので通知します。

1 入居候補者

商号又は名称	
代表者名	

2 入居開始可能日

3 業種(営業種目)

4 入居区分

5 入居室(階、室番号、面積)

6 候補者決定の条件

那覇市IT創造館条例、那覇市IT創造館規則、那覇市IT創造館運営管理要綱、那覇市IT創造館及びなは産業支援センター入居候補者選定要綱及び施設使用手続きを含む事務取扱等の遵守を入居条件とする。

なお、個別条件については別に示し、那覇市IT創造館使用許可の条件に定める。

那覇市IT創造館入居用施設使用許可書

那覇市指令経商第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日申請のあった那覇市IT創造館入居用施設の使用については、次のとおり許可します。

使用の主な内容	
使用施設区分	中核企業室 インキュベート室
入居区画	階 号室
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用料	円/月額
許可条件	<p>(1)那覇市IT創造館条例、那覇市IT創造館条例施行規則及び那覇市IT創造館運営管理要綱を遵守すること。(別紙関係条文抜粋資料参照)</p> <p>(2)事業の内容等が各種法令等に抵触していないこと</p> <p>(3)施設の使用が那覇市IT創造館の構造、設備及び施設用途に適合すること</p> <p>(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行わないこと。</p>

那覇市IT創造館条例（関係条文抜粋）

（利用許可の制限）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、IT創造館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

2 入居企業用駐車場を利用できる者は、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者とする。

（利用許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第14条 利用者は、IT創造館を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第15条 利用者は、IT創造館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第16条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

那覇市IT創造館条例施行規則（関係条文抜粋）

（遵守事項）

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁面、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

那覇市IT創造館運営管理要綱（関係条文抜粋）

（使用許可の取消し等）

第8条 条例第13条に定めるもののほか、次の各号に定める事項に該当すると認められる場合、使用許可の取り消し、更新又は延長しないことができる。

- (1) 提出された事業計画書等の記載内容と、実際の業務内容が著しく異なるとき。
- (2) 入居企業が管理者のサポートを受け入れないとき。
- (3) 入居企業が設定した事業目標の達成が著しく困難と思われるとき。
- (4) 顕著な業況拡大など、管理者の支援を必要としないと判断されたとき。

（資料等の提供協力）

第10条 入居企業は、IT創造館の運営管理及び事業実施に伴い資料等の提供が必要とされるときは、管理者の求めに協力するものとする。

(損傷等又は退去の届出)

第18条 入居企業及び使用者は、IT創造館の施設、附属設備又は備品を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちに那覇市IT創造館損傷・滅失届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 入居企業は、1ヶ月以上にわたり入居区画を不在にする場合、不在期間及び理由、連絡先等を管理者に届け出なければならない。

3 入居企業は、使用期間満了又は自己都合によりIT創造館を退去する場合は、原則として退館日の2月前までに第16号様式により退去届を管理者に届けなければならない。

(入居区画の使用等の制限)

第19条 入居企業は、入居区画を居住に準ずるような使用をしてはならない。

2 入居企業は、入居区画に対して次に掲げる使用をしてはならない。

(1) 入居企業以外の事業者への一部占有使用(提携会社、系列会社も含む。)

(2) 入居企業以外の事業者の名称の表示(入居企業のホームページ、SNS及び郵便受け等も同様)。

(3) 入居企業以外の事業者の法人登記、或いは所在の表示等(広報物等)

(入居区画の改造等の制限)

第20条 入居企業は、入居区画を許可なしに改造してはならない。改造の許可基準は次のとおりとする。

(1) 入居区画の床、壁、天井、ドア、窓など基本的部分に対する大掛かりな工事等は不許可とする。

(2) ドア面及び共用部面への大掛かりな装飾や突出物等は不許可とする。

2 次に掲げる改造行為等は、退去時の原状回復遵守を条件として許可することができる。

(1) 時計等の軽量物品の壁付けに伴うねじ穴

(2) 簡易パーティション設置に伴うねじ取付

(3) 床面へのカーペット設置

(4) 壁紙の貼付

(共用部分及び設備の使用)

第21条 給湯室、トイレ、入居企業用会議室(以下「共用部分」という。)の照明は極力消灯に努めること。

2 共用部分に、長時間私物を置くなどの専用使用、仮眠等の場所として使用してはならない。

3 共用部分の備品・設備等は大切に使用し、汚損するような使用をしてはならない。

4 本条に定めるもののほか、他の共用部分の使用に著しく影響を及ぼす使用形態としてはならない。

(共用部分での飲食)

第22条 共用部分での食事、飲食物の持ち込みは原則として禁止する。

(ポスター等の掲示物の取扱い)

第23条 ポスター等の掲示物については、管理者への申請に基づき使用すること。

2 共用部分への掲示物の掲示は、管理者の許可を得ること。

(物品の搬出入上の注意)

第24条 入居企業は、物品等の搬出入の際は、管理者に事前に連絡のうえ、管理者からの指示に従うこと。また、物品等の搬出入時には、施設、備品及び付帯設備等を汚損・破損しないよう必要な措置(床面、壁面、階段、エレベータ内等の養生)を講ずること。

(来館者及び入居企業来客者の駐車場の使用)

第25条 来館者及び入居企業来客者は、なほ市民活動支援センター地下駐車場、なほ産業支援センター来客用駐車場又は那覇市IT創造館一般駐車場を使用する場合には、なほ市民活動支援センター地下駐車場、なほ産業支援センター来客用駐車場及び那覇市IT創造館一般駐車場の利用に関する要綱(以下、「駐車場の利用に関する要綱」という。)を遵守しなければならない。

2 使用者及び入居企業は、来館者及び入居企業来客者に駐車場の利用に関する要綱を周知し、遵守させること。

(入居企業用駐車場の利用)

第26条 入居企業用駐車場は許可を受けた駐車場所に限定し利用すること。許可を受けた場所以外への駐車、他者への転貸等は認めない。

(ごみ出し及び清掃)

第27条 入居区画から出るごみは、直接1階のごみ置き場に、燃やすごみ、資源化物(缶、びん(無色、

茶色、その他)、ペットボトル、古紙)に分別し、古紙を除きそれぞれ透明袋に入れて出すこと。

2 前項以外のごみは、入居企業で責任を持って処分すること。

3 入居区画内は、入居企業自身の責任で清掃すること。

(夜間及び閉館日の入退)

第28条 条例第5条第1項で定める利用時間以外及び同条第2項第2号から第4号までに定める閉館日の施設への入退は、1階の入居企業用の通用口を使用すること。

(入居区画への立入り)

第29条 施設管理のため、管理者又は管理者の指定する者が、建物保全、衛生、防犯、防火、救護等管理上、緊急あるいは必要ある場合には、入居企業又はその従業員が不在のときでも入居区画に立入り、これを点検することができる。

2 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。

(災害対策、災害時の協力)

第30条 災害発生時には、入居企業全員で連携し協力すること。

2 管理者又は関連する機関が実施する防災訓練等には、入居企業は積極的に参加協力すること。

那覇市IT創造館入居候補取消通知書(平成 年度 第 期)

那 経 商 第 号
平成 年 月 日

様

那 覇 市 長
城 間 幹 子 印

次のとおり、平成 年 月 日付け、那経商第 号にて通知した入居候補者決定について取消します。

1 入居候補者

商号又は名称	
代表者名	

2 業種(営業種目)

3 入居区分

4 入居室(階、室番号、面積)

5 取消事由